平成２２年（フ）第３１８号
福井県鯖江市北野１丁目１番15―４号、旧住所福井県鯖江市小黒町３丁目８番３号
債務者　田中　明菜（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
福井県鯖江市御幸町３丁目９番Ａ３―102号
債務者　木村　晃男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
福井県坂井市春江町千歩寺第４号18番地　坪嘉コーポ205号室、旧住所福井県あわら市下金屋第31号11番地46
債務者　青山　武雄
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
福井県坂井市春江町千歩寺第４号18番地　坪嘉コーポ205号室、旧住所福井県あわら市下金屋第31号11番地46
債務者　青山　好江
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
福井市田原２丁目25番25号　田原コーポラス
債務者　竹森　清一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７６号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地２棟204号、従前の住所兵庫県三田市富士が丘１丁目19番地309号
債務者　松本　真合（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６６号
神戸市長田区四番町１丁目５番地の９、従前の住所神戸市兵庫区水木通５丁目３番19号
債務者　塚本　真巳
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５２号
神戸市北区星和台１丁目34番地の121
債務者　原田　和弘
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９３号
神戸市長田区大道通３丁目１番地フレール長田大道1003号
債務者　達川静子こと　徐　　静子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１２号
神戸市北区君影町２丁目１　鈴蘭台第五団地43号棟201号、住民票上の住所神戸市東灘区北青木１丁目１番３―603号
債務者　吉氏　小織
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５０号
兵庫県伊丹市山田３丁目８番27号、前住所兵庫県伊丹市昆陽６丁目159番地　ソレイユ昆陽103号
債務者　杉村　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４５１号
兵庫県伊丹市山田３丁目８番27号、前住所兵庫県伊丹市昆陽６丁目159番地　ソレイユ昆陽103号
債務者　杉村　知子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８８６号
兵庫県尼崎市常吉２丁目８番23号　サンライズヴィレッジ201号
債務者　重田　和代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１０号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目12番12―402号
債務者　土肥　亜紀
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２９号
兵庫県芦屋市西蔵町３番９号　芦屋ニューハイツ101
債務者　山口　朋招
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３０号
兵庫県芦屋市西蔵町３番９号　芦屋ニューハイツ101
債務者　山口　　静（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３号
兵庫県南あわじ市市福永442番地１　共栄マンション301号
債務者　染谷　啓次
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係